

「家庭系^{せんでいし}剪定枝チップ化事業」について

可燃ごみの減量化と、リサイクル資源の有効活用を目的として、今まで各ご家庭で可燃ごみとして出していた庭木や垣根の枝葉などの植木ごみを、チップ加工し、公園や遊歩道などの敷材として再利用します。

区、自治会単位で専用の集積所を設けていただき、そこへ市が回収に伺います。

※任意でのご協力です。

事業開始日 平成28年7月1日から



1. 実施の流れ

- ①ご協力いただける区は、別紙の「家庭系剪定枝チップ化事業協力申出書」を環境課廃棄物対策担当へご提出ください。(FAX可)
- ②公会堂や自治会館などの敷地、または区内2か所程度に「家庭系剪定枝」専用の集積所(3m×3m程度)をご用意ください。現地確認のうえ、環境課で集積所の看板を設置します。
- ③区民への周知をお願いいたします。(環境課でチラシを用意します。)
- ④委託業者(市シルバー人材センター)が毎月1回、回収にお伺いします。
- ⑤チップ化し、再利用します。

2. 剪定枝として出せるもの

- ①家庭の庭木の枝葉(ご自身で切ったもののみ。)
- ②太さ15cm位までのもの、長さ1.5m位までのもの(軽トラックの荷台に積める長さ)
- ③袋に入れたり、ひも等で束ねる必要はありません。(バラ置き可)
- ④チップ化作業の安全のため、加工木材(合板、角材、建築資材)や金属類(クギ、ネジ)の刺さっている木材、ユズなどトゲのある枝は出せません。

3. お願い

- ①なるべく収集車(軽トラック)が横付けできる場所に集積所設置をお願いします。
- ②集積所には、飛散防止等の対策をお願いします。
- ③ご希望の区には、飛散防止・雨よけ用のブルーシートを用意します。

問合せ：日高市役所 環境課 廃棄物対策担当
電話 042-989-2111(代) FAX042-985-3371

